

事業者の皆様へ

四国中央市長 篠原 実

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項の運用について

この度、国土交通省及び愛媛県から、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を運用することとし、これを参考として適切な運用に努めるよう要請がありました。

については、四国中央市においても、賃金等の急激な変動に対処するため、一定の既契約工事について、インフレスライド条項(工事請負契約約款第25条第6項)を運用することとしましたので、該当する工事等を締結されている方は四国中央市の事業担当者と協議をお願いいたします。

なお、受注者の皆様には、趣旨を御理解いただき、請負代金額が変更された場合は、元請と下請の間で既に締結している請負契約の変更や、技能労働者・技術者への新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金支払い等について適切に対応されますようお願いいたします。

1. 工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)について

インフレスライド条項とは、工事請負契約約款第25条第6項の規定により、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、契約金額の変更を請求できる措置です。

2. 適用対象工事

全ての工事。ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事。

3. 請負代金額の変更

受注者又は市からのスライド請求(協議)があった場合、インフレスライド条項の適用により請負代金額の変更を行うものとします。

スライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行うものとします。

請負代金額の変更額(スライド額)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

【問い合わせ先】 制度に関すること

四国中央市総務部 管理課 契約係 0896-28-6008

個々の協議に関すること

当該契約を所管する各事業担当課にお問い合わせください。